

(参考資料)

琵琶湖河川事務所河川関係地震災害体制発令基準表

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	(イ) 琵琶湖河川事務所所轄内で震度4の地震が発生したとき。 (ロ) 対策部長が必要と判断したとき。 (ハ) 河川関係地震対策本部長（以下、対策本部長という）が指示したとき。
警 戒 体 制	(イ) 琵琶湖河川事務所所轄内で震度5弱、または震度5強の地震が発生したとき。 (ロ) 対策部長が必要と判断したとき。 (ハ) 対策本部長が指示したとき。
非 常 体 制	(イ) 琵琶湖河川事務所所轄内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (ロ) 大規模災害が確認されたとき。 (ハ) 対策部長が必要と判断したとき。 (ニ) 対策本部長が指示したとき。

※ 琵琶湖河川事務所所轄内とは、直轄管理区間（大津市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市）及び宇治市

(参考資料)

琵琶湖河川事務所河川関係風水害災害体制発令基準表

体制区分		発 令 基 準
注 意 体 制		(イ) 彦根地方気象台より近江南部、甲賀において大雨、洪水に関する注意報が発令され対策部長が必要と判断したとき。 (ロ) 台風の本島上陸が予想され対策部長が必要と認めたとき。 (ハ) 流域平均累加雨量が 50 mmになり対策部長が必要と認めたとき。 (ニ) 瀬田川については関ノ津水位観測所の水位が水防団待機水位を超すと予想されるとき。 (ホ) 野洲川については野洲水位観測所の水位が水防団待機水位を超すと予想されるとき。 (ヘ) 瀬田川洗堰操作規則第 12 条で定める洪水警戒体制をとる必要があるとき。 (ト) 樋門、樋管等の操作体制をとる必要があるとき。 (チ) 対策部長が必要と判断したとき。 (リ) 河川関係風水害対策部長（以下、対策本部長という）が指示したとき。
警 戒 体 制	第 一	(イ) 彦根地方気象台より近江南部、甲賀において大雨、洪水に関する警報が発令され対策部長が必要と判断したとき。 (ロ) 台風の近畿地方接近または上陸が予想され対策部長が必要と認めたとき。 (ハ) 瀬田川については関ノ津水位観測所の水位がはん濫注意水位を超すと予想されるとき。 (ニ) 野洲川については野洲水位観測所の水位がはん濫注意水位を超すと予想されるとき。 (ホ) 道路において河川の増水、波浪等により関係道路及び橋梁の通行の制限を行うことが予想されるとき。 (ヘ) 水防活動の必要が予想されるとき。 (ト) 被害の発生が予想されるとき。 (チ) 対策部長が必要と判断したとき。 (リ) 対策本部長が指示したとき。
	第 二	(イ) 瀬田川については関ノ津水位観測所の水位がはん濫注意水位を超え、なお上昇すると予想されるとき。 (ロ) 瀬田川洗堰全開放流、もしくは洪水調節に入って警戒を要する場合。 (ハ) 野洲川については野洲水位観測所の水位がはん濫注意水位を超え、なお上昇すると予想されるとき。 (ニ) 道路において河川の増水、波浪等により関係道路及び橋梁の通行禁止を行うとき。 (ホ) 更に甚大な被害の発生が予測されるとき。 (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき。 (ト) 対策本部長が指示したとき。
非 常 体 制		(イ) 瀬田川、野洲川の基準水位観測所の水位が、はん濫危険水位を超えると予想されるとき。 (ロ) 河川、道路等の甚大な被害が生じたとき。 (ハ) 対策部長が必要と判断したとき。 (ニ) 対策本部長が指示したとき。

3. 水質事故災害体制

(1) 注意体制

- ① 直轄管理区間において水質事故が発生した場合。
- ② 瀬田川流域及び野洲川流域において水質事故が発生し対策部長が必要と判断した場合。
- ③ 二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合。
- ④ 水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合。
- ⑤ 警戒体制・非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合。
- ⑥ 海洋における油流出事故などにより、他事務所管内の直轄河川・海岸に被害が発生する恐れがあり応援出動の準備が必要な場合。
- ⑦ 対策部長が注意体制の発令を必要と判断した場合。

(2) 警戒体制

- ① 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの被害が発生または発生の恐れがある場合。
- ② 海洋における油流出事故などにより、他事務所管内の直轄河川・海岸に被害が発生し、応援出動が必要な場合。
- ③ 対策部長が警戒体制の発令を必要と判断した場合。

(3) 非常体制

- ① 水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害が発生または発生の恐れがある場合。
- ② 海洋における油流出事故などにより、他事務所管内の直轄河川・海岸に重大な被害が発生または発生の恐れがあり、応援出動が必要な場合。
- ③ 対策部長が非常体制の発令を必要と判断した場合。